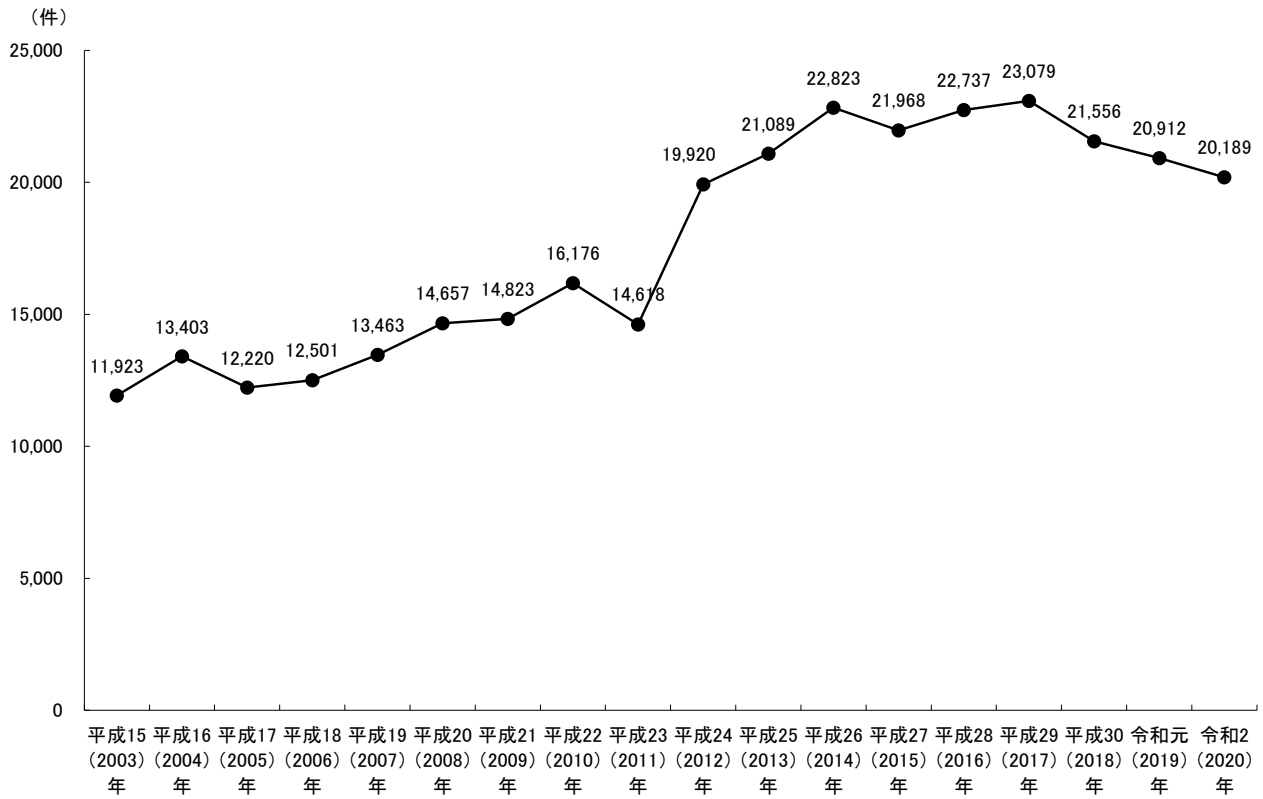


V-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の相談等件数

ストーカー事案の相談等件数は、令和2(2020)年は20,189件に減少したが、平成24年以降高水準で推移している。

図表V-2-1 ストーカー事案の相談等件数の推移(全国)



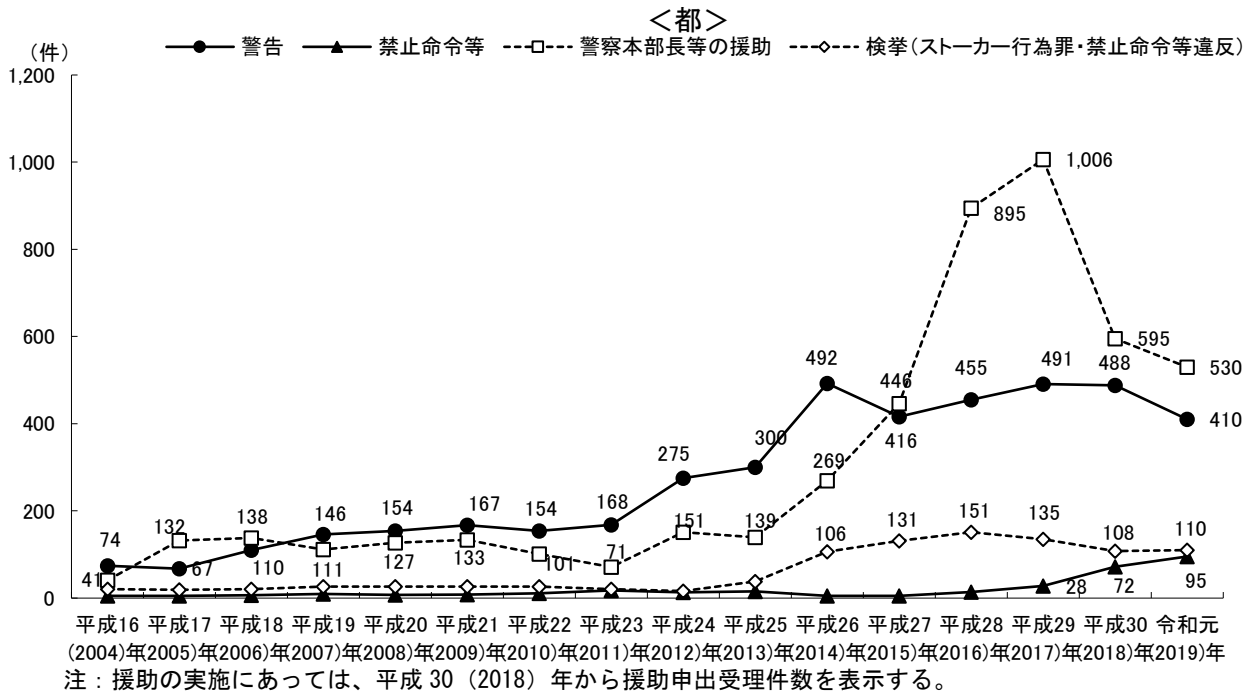
資料：警察庁「令和2年のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

2. ストーカー規制法の適用状況

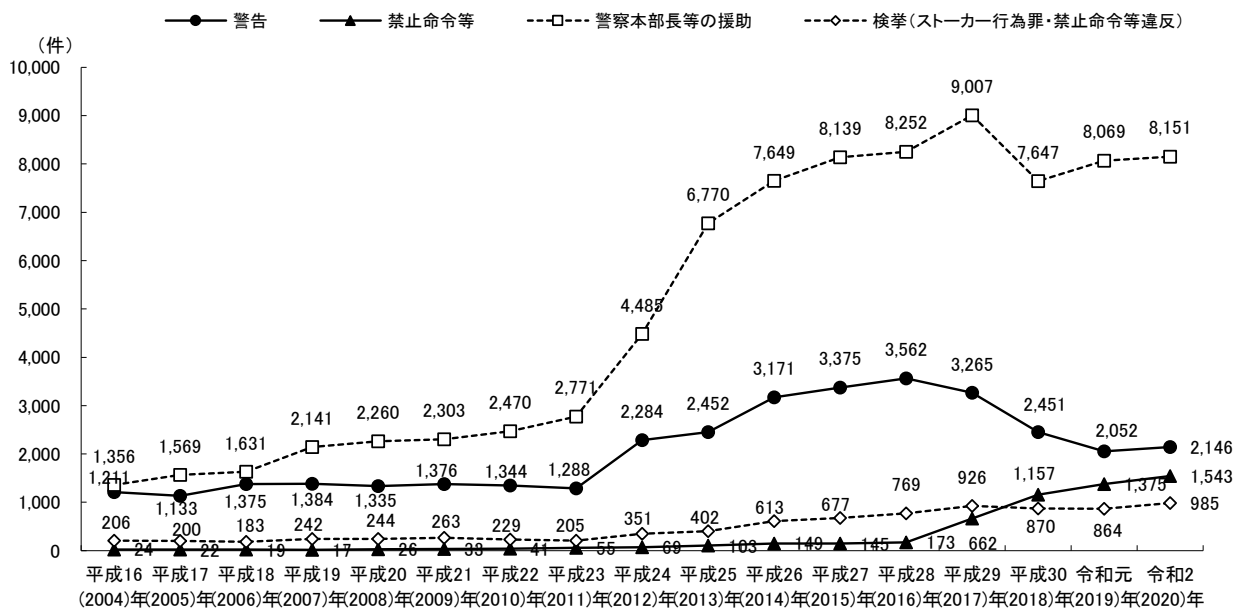
ストーカー規制法の適用状況をみると、都では「警告」は平成 24（2012）年以降増加傾向にあったが、近年やや減少傾向にある。令和元（2019）年は 410 件となっている。「禁止命令等」は平成 29（2017）年から増加し、令和元（2019）年は 95 件となった。
 全国では「警告」は平成 24（2012）年以降増加し、平成 29（2017）年から減少していたが、令和 2（2020）年は 2,146 件と微増となった。「禁止命令等」は平成 29（2017）年から急増している。

図表 V-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）



資料：「警視庁の統計」（平成 31 年・令和元年（2019 年））

＜全国＞



資料：警察庁「令和 2 年のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」